

多くの将来投資が本格化

(地域包括ケアセンター、コミュニティ・マルシェ、町道第1号線改良工事)

一般会計決算規模 歳出 50億3,169万8千円

新学校給食センター稼働 (9月から)

第3回定例会

平成29年第3回定例会が、9月5日から15日までの11日間にわたり開催されました。提出議案は、平成28年度一般会計、特別会計並びに企業会計決算認定に関するもの8件、平成28年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関するもの1件、平成29年度一般会計及び特別会計補正予算に関するもの3件、教育委員会委員の任命に関するもの1件の13議案で、全議案とも認定・可決されました。また、議員発議が3件提出され、全て可決されました。

平成28年度

一般会計決算

歳入

問 固定資産税の増加は、どんなものだったか。

答 町内の電子顕微鏡と気象衛星施設の通信アンテナの償却資産取得等があった。

問 地方交付税が増えた理由は何か。

答 高齢者の生活支援で、地域の暮らしを支える仕組みづくりが、需要額に算入されたものである。

問 まちづくり応援寄付金の内容はどんなものか。
答 件数は増えているが、返礼品代と町税控除を考えると、69万円のマイナスタッドだった。

歳出

問 自治区と町は対等関係なので、新しい依頼は相談すべきでは。

答 新しい依頼は、区長・自治会長会議に諮って承認をいただいている。

問 LED防犯灯交換工事は、これまで何県行ったか。

答 これまでに195基実施。泉井、農村通りが終了し、ニュータウン地区を中心に実施した。

問 町道1号線(泉井通り)延伸の用地測量業務は、どんな内容か。

答 2号線(亀小通り)交差点から、ときがわ町境までの1.4キロメートルの区間を、用地測量、補償物件や登記関係図書の作成である。

問 泉井交流体験工リアの調査業務は何か。

答 整備のための施設設計、測量、地質調査、開発申請に必要な書類の作成、物件の移転補償調査などである。道路分は1号線の業務として行った。

問 コミュニティ・マルシェの内容が業者任せではなかったか。

答 地方創生加速化交付金の採択を受け、「住宅団地アクティブ化キックオフ事業」として実施したが、少し計画が甘かった。

問 越生線複線化期成同盟会の成果は何か。

答 複線化のほかに、越生駅東口の開設や各駅のバリアフリー化も要望している。名称が、越生線改善対策協議会となり、

平成28年度一般会計決算（歳出）

民生費	28.7%	14億4,263万円
総務費	22.2%	11億1,721万円
教育費	11.6%	5億8,484万円
土木費	9.2%	4億6,152万円
衛生費	8.7%	4億3,704万円
公債費	8.5%	4億2,831万円
消防費	6.2%	3億1,174万円
農林水産業費	2.4%	1億2,066万円
議会費	1.6%	8,276万円
その他	0.9%	4,498万円

※その他は、商工費、労働費、諸支費の合計です。
※万円未満四捨五入のため、構成比が合わない場合があります。

平成28年度一般会計決算（歳入）

町税	35.3%	18億791万円
地方交付税	22.5%	11億5,108万円
町債	10.5%	5億3,813万円
国庫支出金	11.4%	5億8,320万円
県支出金	4.9%	2億4,978万円
地方消費税交付金	3.8%	1億9,603万円
繰越金	2.0%	1億410万円
ゴルフ場利用税交付金	1.8%	9,336万円
諸収入	1.6%	8,384万円
繰入金	1.5%	7,793万円
その他	4.5%	2億3,244万円

※その他は地方譲与税、使用料及び手数料などです。
※万円未満四捨五入のため、構成比が合わない場合があります。

- 問** 地域の観光や利用客の増加も考えている。
- 問** 公共施設等総合管理計画策定業務が3月に完成したが、町民参加をどう考えたか。
- 答** 長期的に更新、統廃合、改造工事など計画的に取り組む計画であり、パブリックコメントを実施した。今後、各課で具体化する。
- 問** 高齢者が輝くまちづくり事業で、サロンの開設なども考えているのか。
- 答** ボランティア研修の中で考えていく。
- 問** 町内循環バスをどのように考えているか。
- 答** 段差があり、健常者の方の利用が多い。それ以外の方はデマンドタクシーなどを利用している状況だ。
- 問** 1万歩運動の成果は、国保の医療費抑制の結果が出た。
- 問** 心の健康相談は、待っているだけなのか。
- 答** 専門職員や関係課がアプローチ、フォローしている。
- 問** 農業委員会で、農地

- 利用政策を決めるのか。
- 答** 職員がまとめ、農業委員会の総会で報告している。
- 問** あんずの加工方向は決まったのか。
- 答** 試作はしたが、まだ決まっていない。
- 問** 米づくりと転作は矛盾する業務ではないか。
- 答** 農家の収入確保で一致する対策である。
- 問** 公民館事業をどう考えているか。
- 答** 町民全般の社会教育の場であり、今後も社会活動を支援する。
- 問** 中学校応援団の補助金の使い道は何か。
- 答** 落ち葉などを吹き寄せるプロアバキューム草刈機のカソリン、替え刃、ごみの回収袋などである。
- 反対討論**
- 地域福祉計画が住民と一体にならないうちに高額な包括ケアセンターを建設、泉井・上熊井地区の活性化は事業の押付け、地域公共交通網形成計画



議会でも給食を試食しました。



新しくなった学校給食センターを視察しました。

も多様な町民との合意形成がないなど問題だ。
(根岸)

平成28年度 特別会計決算 国民健康保険事業

- 問** 国庫補助金の調整交付金が、予算額より多く入金した。その理由は。
- 答** 医療費が増加したためと特別の事情で町が努力した分が増額した。
- 問** 経営努力を予算化できないか。
- 答** 予算割れすることが考えられ、確実な数字しか計上できない。
- 問** 県の財政調整交付金も多くなったが、予算的にはどうか。
- 答** 健康事業、徴収率、保健指導の実施率の伸びなどで、評価される。来年度から、より一層評価されるので、税務、健康福祉課等と連携しながら、高額に入金するようにしたい。
- 問** 一般会計からの赤字補てんは、どう指導されているか。
- 答** 赤字解消計画をつくり、6年間で解消するようにと言われている。

介護保険事業

問 介護認定の傾向は。

答 要介護1、2の人が多くなっている。5年10年経つと重度になっていくと考えられる。

問 在宅介護支援センター運営業務委託料は。

答 法人鳩山松寿会へ委託し、土日祝日等の見守り46件、包括からの依頼30件、安否確認訪問等80件、福祉サービスの申請代行11件などである。

〈反対討論〉

社協で行っていた訪問介護、通所介護を止めた。総合事業は、一般会計の事業とすべきである。積立金は、一刻も早く返還、または保険料の引き下げを行うべきだった。

(根岸)

水道事業

問 営業収支が480万円も赤字だ。水道料金体系の見直しを図る必要はないか。

答 29年度から老朽管の更新工事も始まっており、見直す必要がある。

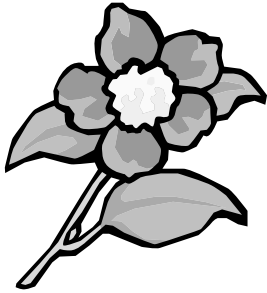
問 老朽化対策計画を5月に発注して、29年3月に完成したが、町民へ知らせてきたのか。

答 水道料金の値上げを、住民のみなさんに周知し進めたい。

〈反対討論〉

赤字状況で値上げをする必要があることをお知らせするのが遅すぎた。

(根岸)



平成28年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の状況

※金額は万円未満四捨五入

名 称	歳入決算額	歳出決算額	差引額
国民健康保険事業	24億3,327万円	23億0,860万円	1億2,468万円
後期高齢者医療事業	1億9,473万円	1億9,428万円	45万円
介護保険事業	11億2,538万円	10億6,172万円	6,366万円
今宿東土地区画整理事業	2億1,562万円	2億1,228万円	95万円
農業集落排水事業	3,777万円	3,747万円	30万円
浄化槽設置管理事業	2,823万円	2,698万円	125万円
水道事業（損益収支※税抜き）	2億8,080万円	2億4,891万円	3,189万円
水道事業（資本的収支）	0円	5,795万円	△5,795万円

※水道事業（資本的収支）の不足分は、過年度からの留保資金などで補てんされました。

平成29年度 一般会計補正予算

問 県立玉川工業高校跡地へ企業が進出し、協力が毎年、入金するのか。

答 10年間、毎年、固定資産税相当額がときがわ町から交付される。

問 文化財保護費の減額は。

答 国指定史跡化の申請書類の印刷製本費で、職員が急に病休となったためである。

問 空き家バンク物件調査登録業務委託料が50件分は現実的か。

答 推進するよう努力したい。

問 町道1号線と泉井交流体験エリア整備等予算組み替えだと説明があったが。

答 当初、泉井交流体験エリアの敷地で1号線を含めていたが、道路の用地買収は土地収用法を適用し、泉井交流体験エリアは公用地の拡大に関する法律を適用させ、税金控除を最大限にする方法をとるため、予算を組み

替えた。
問 買収単価が上がった理由は。

答 不動産鑑定をした結果、宅地は1割、田畑は2割程度上昇した。

問 29年3月までに移転補償業務が終了して、2400万円程度の流用をしたとのことだが。

答 当初予算にあった泉井交流体験エリアの物件補償移転補償費などを流用した。

会議規則の一部改正

今まで、請願書の提出は、「請願者の氏名を記載し、押印しなければならぬ」となっていたが、社会情勢の変化などに伴い、請願者の署名、または記名押印で可とするよう改定するもの。

〈反対討論〉

嘆願書等の街頭署名などと異なり、請願者同等の立場になるので、請願の趣旨を十分に理解したうえで、住所と氏名の記載、そして押印をすべきものである。(大賀)